



# 国立大学リスクマネジメント情報

2013(平成25)年12月号

<http://www.janu-s.co.jp/>

## 特集テーマ

## 賠償事故対応の実務

去る11月27日、弊社では、国立大学協会との共催により「国大協保険賠償事故対応説明会」を開催いたしました。本誌では、同日、三井住友海上火災保険㈱のご担当者から賠償事故対応の実務についてご説明いただきましたので、その内容のエッセンスを掲載いたします。

### 1. はじめに

昨今の日本における消費者の権利意識の高揚は、損害賠償クレームの増加に拍車をかけています。損害賠償クレームが大学の業務に与える影響は、単に損害賠償金の負担にとどまらず、解決にかかる人的・時間的コストを考えると極めて大きいものといえます。また何よりもその対応如何では、大学の評価、評判にも悪影響を与える可能性があります。



三井住友海上火災保険㈱  
火災新種損害サポート部  
第一保険金お支払いセンター  
大石将史 氏

### 2. 賠償事故対応の流れ

#### 1) 初期対応

円満な解決は初期対応で決まるといっても過言ではありません。まず、以下のポイントを踏まえて対応することが必要です。

##### <学内での対応>

- ◆ 事実確認
- ◆ 対応窓口の決定（保険会社・被害者）
- ◆ 証拠の保全
- ◆ 学内関連部署・保険会社への報告

##### <被害者への対応>

- ◆ お見舞いの実施（責任の有無を問わず、道義的  
面も含め）
- ◆ 申立内容、要望の聴取
- ◆ 今後の対応方針についての説明
- ◆ 安易な約束はしない。安易に責任を認めない。

#### 2) 損害賠償責任の検討

損害賠償責任の検討は、事実関係をもとに、過去の事例、裁判例を踏まえながら慎重に行う必要があります。被害者側の過失や第三者の過失、責任割合についても検討し、大学としての方針を決定し、関連部署と共有します。

責任がないと判断された場合、根拠を踏まえ、大学の見解を先方に丁寧に説明します。

責任があると判断された場合、被害者側に今後の対応方針を説明し、損害立証資料の提出等の協力を依頼します。

#### 3) 損害賠償額の検討

適切な損害賠償を行うためには、損害の程度と被害者の要望を確認し、損害立証書類を収集し損害賠償額の検討を行います。

被害者からの請求額が妥当な損害賠償額であるとは限りません。過去の事例、裁判例を参照するとともに、保険金請求が可能と思われる場合には、必ず事前に保険会社に相談し、調査が必要な場合には損害鑑定人による調査や、医療調査を依頼します。



#### 4) 解決交渉

保険会社と緊密に連絡をとり解決方針を決定し、被害者との示談交渉に入ります。

円満な解決のためには被害者との信頼関係の構築が不可欠で、そのためにも定期的な先方への連絡が必要です。

保険会社は、自動車保険等と異なり示談交渉を代行することはできませんが、適宜アドバイスをすることができます。

また、弁護士に交渉を委任することも考えられます。大学の顧問弁護士等に委任する場合、保険会社に事前の連絡がないと保険金が支払われないことがあるのでご注意ください。保険金支払いの対象となるのは、委任時の着手金、完了時の報酬金、その他解決に要した実費等で、単に対応を相談したような場合は支払われないことがあります。着手金、報酬金の金額は弁護士によって算定が異なるため、大学が依頼した弁護士の料金が高額な場合、保険会社から全額が支払われないこともあります。

交渉が難航した場合には、保険会社と十分相談の上、調停申立や提訴に移行することも考えられます。

#### 5) 保険金の請求

損害賠償額が確定したら保険会社に保険金支払いの請求を行います。保険金請求者は原則として被保険者（大学）ですが、ケースによっては修理工場等を支払い先に指定することができます。

また、示談交渉の途中であっても、弁護士費用等一部の保険金が支払われる場合があります。

### 3. 対物賠償事故の例

大学構内にあった木が強風により倒れ、近隣の家屋に接触し外壁を破損するとともに、構内に駐車していた出入り業者の自動車にも損害を与えた。

後日、建物復旧費として 50 万円、慰謝料 10 万円、車両修理代として 80 万円、代車費用 15 万円の請求があった。

#### 1) 賠償責任の検討

構内にあった木の支持の方法が不十分であった場合など、その管理に過失があれば、大学が賠償責任を負うこととなります。（土地工作物責任（民法第 717 条第 2 項））

ただし、倒木に対する予見可能性、結果回避可能性があったかを確認する必要があります。台風のような自然災害の場合には、その事故の発生が「不可抗力」によるものとして、そもそも法律上の賠償責任を負わないとされます。

#### 2) 損害の確認

被害物の復旧を進めることは構いませんが、その際、被害状況が確認出来る写真等を残すことが必要です。写真は複数枚撮影します。（全体写真、損害箇所詳細等）

損害が高額、損害の程度が著しい場合は、保険会社の立会い調査が必要な場合もあります。

##### 【損害物の確認】

##### ◆被害物は何か？

損害が自動車の場合：所有者、名称、メーカー名および型式、年式

損害が建物等の場合：所有者、建物構造

##### ◆損傷内容・程度：修理可能 or 修理不可 or 修理業者に確認中



- ◆被害物の保管場所？  
損害が自動車の場合： 修理業者 or 相手方保管 or 現場...etc  
損害が建物等の場合： 物件所在地
- ◆修理業者（連絡先、担当者）、修理見積金額

### 3) 損害賠償額の検討

修理できる場合は、修理費用が損害賠償額となります。ただし被害品の時価額が限度となります。時価額とは、被害品そのものの事故当時の価値をいい、購入年月日・購入金額・使用年数・市場価値をもとに算出します。使用による損耗分を差し引いた価額です。

修理できない場合は、原則として被害品の時価額を賠償することになります。その他、代車費用や休車費用等の間接損害も損害賠償の対象となる場合があります。ただし、慰謝料は物損のみの場合は通常対象外となります。

## 4. 対人賠償事故の例

学園祭に参加していた人が、大学構内にある側溝に転落し足を骨折し、入院1ヶ月・通院3ヶ月の重傷を負った。  
側溝は掃除のためフタが開きっぱなしになっており、被害者からは、大学構内で起こった事故であるから治療費や休業損害、慰謝料を払えとの要求があった。

### 1) 賠償責任の検討

構内の施設の瑕疵により事故が発生すれば、その管理者・所有者である大学が賠償責任を負うこととなります。（土地工作物責任（民法第717条））

ただし、事故の発生には相手方の注意不足もことから過失相殺を検討します。被害者にも落ち度があると判断される場合、その不注意が損害発生に影響した割合を損害賠償の額から差し引きます。一般的には、側溝のフタが空いていることは被害者も確認出来たはずであり、過失相殺を主張することが可能と考えられます。

### 2) 損害の確認

被害者の氏名、年齢、性別、職業、連絡先、ケガの状態・診断名、入・通院先の病院名、休業の有無、事故発生状況、事故発生場所の見取図を確認します。

### 3) 損害賠償額の検討

損害賠償金として認められる損害とは、事故と損害の発生に相当因果関係が認められる次のような損害となります。

相当因果関係が認められる損害とは、その事故がなければその損害が生じなかったであろうと認められ、かつ、そのような事故があれば、通常そのような損害が生じるであろうと一般に認められる損害のことを言います。

- ① 治療費実費： 健康保険（労災保険）の使用を打診し、その自己負担分を損害賠償額とします。
- ② 診断書作成費用実費： 被害者の会社提出用、被害者が契約している傷害保険等の提出用に取付けたものは対象となりません。
- ③ 入院諸雑費： 入院中に生じた諸費用の実費で一日あたり 1,100 円が目安となります。
- ④ 通院交通費： 自宅から病院までの公共交通機関実費。  
歩行通院が困難な場合はタクシー代（領収書が必要）。



- ⑤ 休業補償 : 日給×休業期間で算出。  
診断書の提出を受け、医師が休業を必要と認める期間を確認します。  
1日あたりの日給は、休業損害証明書により現実的減収を確認します。  
給与所得者は源泉徴収票、自営業者は前年度の確定申告書が必要です。
- ⑥ 傷害慰謝料: ケガの程度と治療状況により保険会社と協議して算出。  
自賠責保険では通院1日あたり4,200円が目安となります。  
任意保険の基準ではケガの態様、通院頻度等を考慮し算出します。
- ⑦ 後遺障害による損害: 後遺障害慰謝料、逸失利益、将来の介護費等
- ⑧ 死亡による損害 : 死亡慰謝料、逸失利益、葬儀費等

### <自賠責基準と賠償額の検討例>

対人賠償事故の場合、まず自賠責保険の基準によって賠償額を算定して示談交渉を行うこととなります。

#### (自賠責保険の算定基準)

損害項目	目安となる金額	説明
休業損害	5,700円/日	休業による収入の減少・有給休暇の使用があった場合に認定。(家事従事者の場合はケガの様態に応じ休業とみなす。) 立証資料により現実的な減収が基準額を超える場合はその実額とする。
傷害慰謝料	4,200円/日	慰謝料は、被害者のケガの態様、実治療日数その他を勘案して算出。 対象日数は治療期間の範囲内とする。
後遺障害慰謝料	32～1,600万円 (14～1級)	被害者の障害の状態によって個別に判断。 後遺障害認定のためには医師の診断が必要となる。
死亡慰謝料	350～1,300万円	被害者の家族構成(両親・配偶者・子供の有無)、被扶養者の有無によって検討

#### (損害賠償額の検討例)

損害項目	認定金額	認定内容
治療費実費	300,000円	実費を認定
診断書代	5,000円	実費を認定
入院諸雑費	33,000円	1,100円×入院日数30日
通院交通費	30,000円	実費を認定
休業損害	342,000円	5,700円×実治療日数(60日)
慰謝料	470,000円	ケガの態様と通院頻度より算定
後遺障害慰謝料	—	後遺障害なしと判断
損害額合計	1,180,000円	
過失相殺	50%	事故状況より被害者の過失を検討
最終認定額	590,000円	被害者への提示額

## 4) 対人事故の留意点

対人事故では、被害者のケガが長期化することがあります。治療経過を定期的に確認し、病状固定や障害等級認定等、保険会社と緊密に相談しながら対応する必要があります。



<Web上のニュースから検索>

<大学の管理・経営>

- 11. 8 ○大学の元教授2人が、国家公務員退職手当法の改正に合わせて退職金を引き下げたのは不当として大学を提訴。
- 11. 26 文部科学省が「国立大学改革プラン」を発表。各大学の機能強化、来年度から運営費交付金のうち約4千億円を改革を進める大学に重点配分、年俸制等の人事・給与改革等の方向が示される。

<事件・事故>

- 11. 2 合宿中の部員2人が湖に飛び込んで死亡した事故で、安全配慮義務を怠ったとして、死亡した学生1人の両親が大学や当時の部活の部長(教授)等を相手取り、約7100万円の損害賠償を求める訴を提起。大学は「飛び込みを強要する環境があったとまでは認め難い」とする調査報告書を公表している。

<入試等ミス>

- 11. 2 ○大学は、今年2月の一般入試(前期)の選択科目日本史Bで出題ミスがあったと発表。ミスがあった問題を全員正解として採点をし直したが受験者の合否に影響なし。
- 11. 8 ○大学は、今月実施した学部推薦入試の理科(化学Ⅰ・Ⅱ)の試験で、一つの設問の問題文に不備があったとして、53人分の受験生全員を正解にすると発表。

<情報セキュリティ>

- 11. 6 ○大学など3大学で、ファックスやスキャナーなどの複合機で読み取った学生ら延べ264人の個人情報インターネット上で誰でも閲覧できる状態となっていたことが判明。
- 11. 14 ○大学は、個人情報記載された大学院奨学金申込者名簿がキャンパス内に一時放置される事態が発生したことを公表。
- 11. 19 ○大学附属中学校は、生徒16人分の個人情報(部活動の部員名や電話番号等)の入ったUSBメモリを紛失したと発表。
- 11. 26 ○大学の教員が、学生や卒業生、研究参加者の個人情報が保存されたUSBメモリを紛失したことが判明。
- 11. 29 ○大学は、学部のAO入試の受験生9人分の入学志願票の写しなどの書類を紛失したと発表。入学志願票には、名前、住所、電話番号などの個人情報が記載。

<学生・教員の不祥事>

- 11. 7 ○大学は、○学部の学生が不正に取得した他人のIDとパスワードを使って学内のシステムに不正アクセス、学生59人分の成績などを盗み見していたと発表。
- 11. 8 農研機構は、平成20年度に○大学に再委託した事業において不適正な経理処理(研究機器を修理したにもかかわらず、研究材料を購入したように架空の伝票等を作成等)が判明したため、不適正経理により支払われた研究費の返還請求を行ったと発表。
- 11. 9 ○大学は、駐車場で人身事故を起こし、いったん車で走り去った准教授を出勤停止1か月の懲戒処分にしたと発表。
- 11. 12 経産省は、物品納入実績がないにもかかわらず取引のある事業者が架空の納品書等を偽造させるなどの不適正な経理処理が発覚した○大学に対し、返還請求と一定期間の補助金交付停止を、関与研究者に対し同省所管の全ての補助金への申請制限を行うと発表。
- 11. 13 偽造した成績証明書を用い、中国人学生2人を大学3年に編入させたとして、○大学の元准教授が有印私文書偽造、同行使容疑で逮捕。
- 11. 14 ○大学は、2004年度以降教員44人が計約4億8000万円の不正経理に関わったと発表。うち、元教授1人については、預け金をだまし取り私的流用した疑いがあるとして、今年6月に詐欺容疑で告訴。
- 11. 19 ○大学の3年生が、乾燥大麻1キロをアメリカから東京の知人宅に郵送し、密輸入の疑いで逮捕。
- 11. 20 ○大学の准教授が、女子中学生にみだらな行為をしたとして青少年保護育成条例違反の疑いで逮捕。

配信について

本誌は、各国立大学・大学共同利用機関の国大協保険ご担当者、国大協連絡登録先、ご登録いただいた方にメールで配信させていただきます。(無料) 配信登録、解除は弊社ホームページからお願いします。⇒ <http://www.janu-s.co.jp/>

情報提供のお願い

各大学等でのリスクマネジメントに関する取組み、事故・事件への対応のご経験、ご感想、ご要望等をお寄せください。⇒ [info@janu-s.co.jp](mailto:info@janu-s.co.jp)

バックナンバー

- 13. 11月 ◆ニュースから見た大学のリスク
- 13. 10月 ◆水濡れ事故と保険適用
- 13. 9月 ◆国大協リスクマネジメント調査報告書
- 13. 8月 ◆学外機関での教育研究中の保険適用
- 13. 7月 ◆夏の安全と保険
- 13. 6月 ◆教職員個人の賠償責任
- 13. 5月 ◆学生の海外派遣と保険
- 13. 4月 ◆新型インフルエンザ関連FAQ

※弊社ホームページからダウンロードできます。

発行 有限会社 国大協サービス  
東京都千代田区神田錦町3-23

協力 株式会社インターリスク総研  
三井住友海上火災保険株式会社